

港区立御田小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）並びに「港区いじめ防止基本方針」（平成26年10月29日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「港区立御田小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

第1条 学校基本方針策定の目的

「いじめが全ての児童等に関する問題である」（「法」第3条）ということ念頭に、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校が一丸となり、家庭、地域及びその他の関係諸機関と緊密な連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のための基本的な方針を定める。なお、学校基本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じて随時内容の見直しを行うものとする。

第2条 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法」第2条）

第3条 いじめ防止に向けた基本的な方針

いじめは、どの学校にも起こりうるという認識のもと、港区・港区教育委員会、家庭、地域及びその他の関係機関と緊密に連携し、本校では、未然防止への取組を最重点に置く。また、いじめを発見した場合には、速やかに解決にあたる。特に、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先にする。

1 学校経営方針への位置付け

豊かな心④いじめの未然防止

校内委員会（月1回）、いじめ防止強化月間（6・11・2月）を設定し、外部関係者を含むいじめ防止対策会議（年2回）を開く。

2 教育課程への位置付け

教育目標及び各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を含む「すべての教育活動において、人権教育・特別支援教育・安全教育を」の視点で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

3 いじめの禁止

「児童等は、いじめを行ってはならない。」（「法」第4条）

「いじめをしない！ させない！ 見過ごさない！」（港区・港区教育委員会）

豊かな心 ④いじめの未然防止（学校経営方針）

第2章 いじめの防止等のために実施する対策

第4条 学校基本方針の策定

「法」第13条の規定、及び「港区いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な考え方、取組等を「港区立御田小学校いじめ防止基本方針」として定める。

第5条 組織等の設置

1 「法」第22条の規定、及び「港区いじめ防止基本方針」に基づいて、校内に「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「いじめ不登校対策委員会」という。）を設置し、いじめの防止等について組織的、継続的に対応する。

2 重大事態が発生した場合には、港区・港区教育委員会、関係諸機関と連携し、速やかに学校の下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、港区・港区教育委員会、家庭、地域に結果報告並びに情報提供をする。

第6条 具体的な取組

いじめの防止等において、日頃から「未然防止」に取り組むことが最も重要であると捉える。そのためには、全教職員が「いじめは、どの授業・どの学級にも起こりうる」という認識をもち、授業づくりや学級経営・学年経営を行う。

以下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた具体的な取組を行う。

1 未然防止

- ・ 「いじめは絶対に許されない」「いじめの傍観者にならない」という校風を醸成する。
- ・ 人権週間やいじめ防止強化月間を活用して、人権教育を推進する。
- ・ 学級経営案・学年経営案にいじめの防止等の基本方針を明確に位置付ける。
- ・ 「学びの心得」の習得により、授業規律の確立と正しい態度を身に付けさせる。
- ・ 道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、いじめ等を「許さない・行わない」態度を養う。

- ・ 縦割り班活動等異学年交流を通して、児童等の自尊感情を育む。
- ・ 児童等が「いじめ撲滅」について主体的に考える児童集会等の活性化を図る。
- ・ インターネット・スマートフォン利用によるネット上のいじめ等への対応を啓発する。
- ・ 校内研修等通じて教職員の資質の向上を図る。
- ・ 個人面談や教育相談、保護者会、学校便り等により家庭との連携協力を強化する。

2 早期発見

- ・ 「生活アンケート」を実施して、いじめ等の実態把握に努める。
- ・ 休み時間等、看護当番による巡回活動により、日常的に児童観察を行う。
- ・ 保健室や相談室の利用及び電話相談窓口の周知等による教育相談体制の充実を図る。
- ・ 家庭、地域及びその他の関係諸機関から、いじめ等に関する情報の収集に努める。
- ・ いじめ等に関する情報を、定期的に全教職員で共有化する。

3 早期対応

- ・ いじめ等を発見した場合、いじめ不登校対策委員会を活用し、速やかに組織的に対応する。
- ・ いじめを受けた児童やいじめを目撃・知らせてくれた児童の安全を確保する。
- ・ いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめ不登校対策委員会等を活用し、いじめの事実確認と原因の究明に努める。
- ・ いじめを行った児童に対する教育的配慮と毅然とした態度による指導を行う。
- ・ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるよう指導を行う。
- ・ いじめを行った児童の保護者に対する家庭での指導に対する助言を行う。
- ・ 関係機関、専門家等との相談・連携を行う。

第7条 いじめの「解消」の判断

少なくとも次の2つの要件が満たされた場合をいじめが「解消している」状態とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

1 いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。

2 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

第8条 学校として特に配慮が必要な児童への対応

- 1 発達障害を含む、障害のある児童
 - ・ 教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深める。
 - ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童及び、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・ 言語や文化の違いから、いじめが発生することがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進する。
 - ・ 学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 3 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 4 東日本大震災等により被災した児童や原子力発電所事故により避難している児童
 - ・ 被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解する。
 - ・ 当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 5 東日本大震災等により被災した児童生徒や原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童
 - ・ 日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。
 - ・ 保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

第9条 学校評議員制度の活用

保護者や地域住民、学識経験者が学校運営に参画する「学校評議員制度」を活用し、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域総がかりでいじめ問題に取り組む協力体制を推進する。

第10条 重大事態への対応

- 1 重大事態の判断
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。〔法〕第28条
- 2 重大事態への対応
 - ・ いじめられた児童の生命及び安全を確保する。
 - ・ いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
 - ・ 関係機関、専門家等との相談・連携を行う。

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携する。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施または区が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生についての教育委員会への報告を速やかに行う。

第11条 その他

校長は、その他、必要に応じて関係諸機関との連携・協力のもと、いじめ等の発生時の対応や防止のための対策を適切に行う。

附則 「港区立御田小学校いじめ防止対策基本方針」は、平成26年11月1日より施行する。

附則 平成31年1月21日に改正する。

港区立御田小学校「いじめ対策委員会」設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第22条の規定、及び「港区いじめ防止基本方針」に基づき、港区立御田小学校いじめ対策委員会の設置について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、対応することにより、いじめに関する事案に迅速に対処して、学校組織としてその解決を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 委員は、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、保健主任、主任養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める教職員をもって構成する。

(取組内容)

第4条 1 委員会は、いじめに係る次の役割を担う。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめに関する相談体制の充実
- (3) いじめの状況把握及び分析
- (4) いじめを受けた児童等に対する支援及び相談
- (5) いじめを受けた児童等の保護者に対する支援及び相談
- (6) いじめを行った児童等に対する指導
- (7) いじめを行った児童等の保護者に対する助言及び支援
- (8) 専門的な知識を有する者等との連携
- (9) その他、いじめの防止等に係ること

2 委員会は、原則月1回、校長が召集し、開催する。ただし、状況に応じて即時開催するものとする。

(年間計画)

第5条 いじめの防止等のための年間計画は、別に定める。また、随時、実効的な取組の見直しを図る。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の取組、運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則 この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

令和5年度いじめ不登校対策委員会年間計画

港区立御田小学校

学期	月	取組内容	備考
一学期	4		服務事故防止研修会
	5	いじめ不登校対策委員会	
	6	「いじめ防止強化月間」 Q-U (学級診断尺度調査) の実施 いじめ不登校対策委員会	学校評議員会
	7	いじめ不登校対策委員会 Q-Uの結果分析	服務事故防止研修会 校内研修会
	8	いじめ防止対策会議 Q-Uの結果から改善へ	服務事故防止研修会
二学期	9	いじめ不登校対策委員会	学校説明会
	10	いじめ不登校対策委員会	
	11	「いじめ防止強化月間」 いじめ不登校対策委員会 Q-U (学級診断尺度調査) の実施	学校評議員会
	12	いじめ不登校対策委員会 Q-Uの結果分析	服務事故防止研修会
三学期	1	いじめ防止対策会議 いじめ不登校対策委員会 Q-Uの結果から改善へ	
	2	いじめ不登校対策委員会 「いじめ防止強化月間」 次年度年間計画案検討	入学説明会
	3	いじめ不登校対策委員会	

※SC 来室日：週2回（月・木）

※緊急の場合には、校長が召集して本委員会を開催する。